

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
1	資料4	施策の体系に基づいた活動がこんなにも沢山あることを知りませんでした。そこに携わり尽力されている方々が多くいらっしゃるのに、とても残念に思いました。「障害者の行政情報は自分で取りに行くものだよ」という人もいますが、スティグマを抱え、情報を取りに行く以前に「どうせダメだろう」と諦めを感じている障害当事者も少なからず存在するのではないのでしょうか。制度の周知にもう少し工夫が欲しいと感じました。	区報や区ホームページ、SNS等、様々な広報ツールを通じて、より多くの障害当事者の方に本区の取り組みを知っていただけるよう周知の徹底に努めて参ります。	障害者施策課
2	資料4 P. 10	「リバーハウス東砂」における3年の利用期間を経過した利用者はその後どうなっているのか。	利用期間満了後は自宅や区内外のグループホーム等へ移行しています。	障害者施策課
3	資料4 P. 26	江東区障害者就労・生活支援センターへの需要は拡大しているが、依然として、他区と比して職員体制が弱いことが課題でございました。一般企業の人事として、障害者雇用推進を担当している者として、感じるのはどこの区も、職員が不足していて、一人当たりの仕事量が多く、定着面談の企業訪問すること自体が時間がなく、難しいというお声をお聞きます。 その対策として、「業務の一部を業務委託する」ことを提案したいと思います。例えば、就労移行支援事業所の支援員や企業の人事担当者に対して、副業として、業務委託を行えば、就労されている障害者と業務終了後に面談することが可能です。 ご検討くださいませ。	江東区障害者就労・生活支援センターの業務の一部を委託することに関しまして、当区は他福祉サービスとのスムーズな連携を重視するため直営体制としており、現時点で業務の委託を考えておりませんが、必要に応じて就労移行支援事業や就労定着支援事業のご案内をしております。引き続き区直営のもと、職員体制の強化を検討して参ります。	障害者支援課

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
4	資料7	視覚障害者代筆・代読支援事業についてとても素晴らしい事業だと思いました。 就労されている視覚障害者の方が、「代読・代筆は助けてほしいが、身の回りの世話まではされたくない。そのため、合わないヘルパーさんは使いたくない」と言い、ヘルパーさんを派遣していただいていた会社と契約を解消してしまいました。 しかし、人手不足で他の事業者もない状況でした。そのため、企業の支援担当者がサポートする状況で、本人にとっても望まない状況がありました。 そのため、本事業が広まってほしい気持ちです。	視覚障害者代筆・代読支援事業は、令和6年10月1日より開始いたしました。事業開始に先立ち、区報・区ホームページで周知を行ったほか、当事者団体向け説明会及び区民説明会を実施いたしました。また、視覚障害者の方が多く利用される障害者福祉センターや、区内すべての長寿サポートセンターに対して、事業の説明及び周知を行うとともに代筆・代読支援を必要としている方への案内を依頼いたしました。 事業開始から半年弱ですが、着々と利用する方は増えており、助かるというお声をいただいているところです。今後とも本事業の周知に努めて参ります。	障害者施策課
5	-	当該協議会の委員に小学校の校長先生などの学校関係者を含めることで、児童を対象とした協議がより円滑に進むのではと感じた。	本会議は、庁内委員として教育委員会事務局次長を、幹事会として教育支援課長を含めて、会議運営を行っております。引き続き、様々な形で学校関係者と連携、協議を進めて参ります。	障害者施策課

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
6	-	ヘルパーさんの人手不足になっているともお聞きします。 その対策として、「OriHimeを活用し、家から出られない障害者の方に担っていただく」ことを提案したいと思います。 小さく持ち運びができながら、人とのつながりを感じることができるロボットを必要な人へ届け、終了後受け取りに何人1人で沢山の人にサービスを提供することが可能です。 ご検討くださいませ。	分身ロボット「OriHime」のヘルパー業務への活用に関しまして、OriHimeは遠隔操作による接客・話し相手などのコミュニケーション支援が主な用途で、身体介護を含むヘルパー業務を行うことができません。引き続き最新技術の発展を注視し、障害者支援の現場への活用を検討して参ります。	障害者支援課
7	-	人手不足と広めていくことが課題だと感じました。人手不足については、人だけに頼ることの限界があると思います。生成AIの活用も含めた形で検討していく必要があると感じました。 広めていくことについては、事業全体を通して、当事者とその家族・支援者・関係機関に範囲がとどまっていることが原因です。 障害者差別解消法の改正を機に、まずは、義務化を守れている事業者とできていない事業者を明確にします。 守れている事業者に対しては、認定証を授与し、お店の入り口などにわかるように貼って頂きます。 また、WheelLog!やGoogleマップなどに江東区から認定された事業者であることを記載します。 江東区での入札案件はすべて、認定証を持っている事業者のみにするなど強制力が必要だと思います。 こうすることで、考えていかなければいけない機会を作っていくことで、広がっていくと推察します。 ご検討くださいませ。	人手不足については、障害福祉分野においても、大きな課題であると認識しています。 従来から実施している、相談支援専門員の確保・育成を目的とする「障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業」や今年度より開始した採用活動費補助金の施策により、不足する人材の確保に取り組んで参ります。 また、テクノロジー等の活用についても、他自治体や民間の事例を調査・研究し、今後の施策立案に生かして参ります。 そして、今年度より施行された、差別解消法の改正については、各事業者の具体的な取組みが十分とはいえない中、まずは、ワークショップや区HP、リーフレット等により、事業者向けの啓発を進めているところです。継続的な事業者等への周知を行うことで、区内事業者への理解促進に努めて参ります。	障害者施策課